

鳥取縣公報

告 示

◆鳥取縣告示第四十六号

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として
次のように認可した。

昭和二十六年二月一日

鳥取縣知事職務代理人

施設種別	施設の名稱	施設長氏名	施設の所在地	定員
保育所	西鄉村	西鄉村立保育所	西鄉村	西鄉村長
			東伯郡西鄉村	大字下余戸一ノ四
				六六

施設種別	施設の名稱	施設長氏名	施設の所在地	定員
保育所	西鄉村	西鄉村立保育所	西鄉村	西鄉村長
			東伯郡西鄉村	大字下余戸一ノ四
				六六

施設種別	施設名	所在地	月額
養護施設	鳥取こども学園	鳥取市	九二、八九八円
同	因伯子供学園	東伯郡倉吉町	五六、三〇二円
同	光徳天心学園	西伯郡光徳村	一八、二四二円
同	聖園天使園	米子市	六三、七四七円

◆鳥取縣告示第四十七号

兒童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)第二十七

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年二月二日 第二千百八十号 金曜日

條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用
のうち、昭和二十五年度第四・四半期養護施設事務費の
月額は次の通りとする。

昭和二十六年二月一日

鳥取縣知事職務代理人

施設種別	施設名	所在地	月額
養護施設	鳥取こども学園	鳥取市	九二、八九八円
同	因伯子供学園	東伯郡倉吉町	五六、三〇二円
同	光徳天心学園	西伯郡光徳村	一八、二四二円
同	聖園天使園	米子市	六三、七四七円

00139

西伯郡富益村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年二月二日

昭和二十六年二月三日より
同 年二月七日まで 記

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第四号

政治資金規正法第十三條第一項第一号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書（鳥取市議會議員選挙に關するもので昭和二十五年十二月十七日迄の第一回分）の要旨に次の通り追加する。

昭和二十六年二月二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

政党、協会その他の團体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

一、期間 自昭和二十五年十一月二十七日（昭和二十五年十二月十七日執行の鳥取市議會議員選挙に關する第一回報告分）
至同 年十二月十七日

三、報告書の要旨

團體名	寄附及び 寄附の総額		支出の総額		報告書受理 年月日
	件数	額	件数	額	
民主青年協議会	1	一件千円以上	1	一件五百円以上	昭二五、一二、二三
	1	一件千円以上	1	一件五百円以上	
	1	一件千円以上	1	一件五百円以上	
	1	一件千円以上	1	一件五百円以上	
	1	一件千円以上	1	一件五百円以上	

四、主要な寄附者及び支出

（一）寄附者 該当事項なし

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第五号

政治資金規正法第十三條第一項第一号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書（鳥取市議會議員選挙に關するもので昭二十五年十二月十七日迄の第二回分）の要旨は次の通りである。

昭和二十六年二月二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

政党、協会その他の團体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

一、期間 自昭和二十五年十一月二十七日（昭和二十五年十二月十七日執行の鳥取市議會議員選挙に關する第二回報告分）

至同 年十二月十七日

